平成２１年（フ）第７５３３号
大阪府門真市千石東町12番14号
債務者　兒玉　笑子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５８３号
大阪市平野区長吉長原２丁目７番５号
債務者　谷　　優子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６１７号
大阪市西区新町４丁目10番24―602号
債務者　柳瀬　真里（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６２１号
大阪府豊中市蛍池東町１丁目３番37号
債務者　永井謙太郎
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６３３号
大阪府豊中市小曽根５丁目８番28号
債務者　柏本マサ子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１７２３号
堺市堺区榎元町１丁３番31号　ファミールグリーン303号
債務者　成田栄昇こと　成　　栄昇
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７６３６号
大阪府寝屋川市高柳２丁目35番２号
債務者　矢藤　芳子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６４２号
大阪府吹田市豊津町４番33―207号
債務者　松村真由美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６４９号
大阪市旭区大宮２丁目20番19号　仲よし荘
債務者　柳迫　美治
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６５０号
大阪府守口市寺方錦通２丁目４番３号
債務者　津田　豊文
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０６号
堺市西区浜寺石津町中２丁５番36号
債務者　細川　達也
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７９３号
堺市南区若松台１丁４番10―110号
債務者　比嘉　香織
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９１９号
大阪府松原市天美西３丁目３番35号
債務者　松下　雄一
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９５７号
堺市堺区七道西町12番地11　フローラ堺１―508号
債務者　吉原　洋美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９６６号
堺市堺区大仙中町７番24号
債務者　川原　達也
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０３６号
堺市北区北長尾町６丁５番10号　メゾンＭＩＮＯＲＩ204号
債務者　湯之上雅成
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０４２号
堺市南区庭代台３丁13番６―306号、前住所堺市南区原山台５丁６番１―806号
債務者　梅鉢　信夫
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０６２号
堺市美原区多治井268番地
債務者　山口栄二郎
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係